

納税証明について

新型コロナウイルス感染症の影響により、申告を延長される場合や徴収猶予を利用する場合には、直近の納税証明に加えて次のことを確認させていただきます。

- ①同感染症の影響により納税が困難と認められること
- ②①について、都税事務所発行の書類が確認できること

猶予について

猶予決定通知書で、

- ・決定通知書にコロナによるとの記載あり → 猶予決定通知書（写し）
- ・決定通知書にコロナによるとの記載なし → 猶予決定通知書（写し）と収受印押印済みの
猶予申請書（写し）

延長について

手続きの前提として、

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告をすることが困難な場合
- ・延長申請理由がやんだ日から15日以内に期限延長申請書及び申告書を提出
- ・申告書の提出日が納付期限

となっていることから、以下の2つについて確認させていただきます。

①納付の事実

→領収日付印欄への領収印がある納付書（写し）

②本来の決算期からの納付遅延の理由が新型コロナウイルス感染症であること

→延長申請書・申告書に「新型コロナウイルス感染症による」などの記載があるもの（写し）

なお、申告を延長する企業が働き方改革助成金の支給申請をB（募集要項P5 **別表1** 13 参照）により申請した場合は、実績報告までに納付を行う意思が確認できた場合には申請を受け付けます。その後の実績報告については上記のとおり確認を行います。